



# 令和4年7月15日・16日の大雨に係る被災者支援情報

本チラシの内容は令和4年7月26日現在のものです。

## 町民の皆さまへ

令和4年7月15日・16日の大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

本町では、被災された皆さまが少しでも早く元どおりの生活を送ることができるよう、以下のような支援制度を設けておりますので、生活安定・再建の一助としていただければ幸いです。

なお、各種支援制度には、様々な要件が設けられている場合や、時間の経過とともに受付を終了する場合、また、新たな支援策が設けられる場合がありますので、各担当窓口までお問い合わせください。

## 生活への支援・医療・免除

### り災証明書・被災証明書の申請受付

(総務課環境防災班 ☎354-5782)

この度の大雨に係る「り災証明書・被災証明書」の受付窓口を開設しています。

■受付場所 役場2階

■受付期間 令和4年8月18日(木)まで

■受付時間 午前8時30分～午後4時30分※平日のみ

■必要な物 ①被災状況が確認できる写真 ②本人・同居家族以外の代理申請の場合は委任状

■その他 り災証明等は、後日郵送となります。

### 災害ゴミの仮置き場

(総務課環境防災班 ☎354-5782)

この度の大雨による被害に対して、災害廃棄物の仮置き場を設置しています。

■対象 床上、床下浸水、土砂流入の世帯等

■場所 手樽海浜公園駐車場

■受入日時 令和4年8月7日(日)まで  
午前9時～午後3時

■搬入できるもの 可燃ゴミ、可燃粗大(畳含む)、不燃ゴミ、不燃粗大

■注意 産業廃棄物等は対象外です。※災害以外のゴミ(便乗ゴミ)の搬入はお断りします。

### 敷地内(宅地)から発生した土等の処分

(総務課環境防災班 ☎354-5782)

敷地内で発生した土等の処分にお困りの場合は、個別に回収します。※土については、土のうとして今後の災害対策に活用しましょう。

■回収方法 土のう袋に土等を入れ、ご自宅の門口付近に集積したら役場環境防災班へご連絡ください。(土のう袋は役場で配布:1世帯20袋まで)

■回収期間 令和4年8月10日(水)まで

### 災害援護資金貸付

(町民福祉課福祉班 ☎354-5706)

■対象者 この度の大雨により被害を受けた世帯の世帯主で、被害を受けた当時松島町に住所を有していた方

### 貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
世帯主が負傷した場合(療養に1ヶ月以上)	家財、住居とも損害なし	150万円
	家財の損害1/3以上	250万円
	住居が半壊した場合	270万円
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主が負傷しなかった場合(療養に1ヶ月以上かからない場合を含む)	家財の損害1/3以上	150万円
	住居が半壊した場合	250万円
	住居が全壊した場合	270万円
	住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

### 所得制限

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算した額

### 貸付条件

①利率 連帯保証人を立てる場合は無利子(立てない場合は据置期間経過後年1.5%)

②償還期間 10年(据置期間3年を含む)

③据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年)

④償還方法 年賦、半年賦又は月賦

### 申請等に必要なもの

①連帯保証人1人(松島町に居住する方に限りませす) ②災害援護資金借入申込書 ③医師の診断書(世帯主が1ヶ月以上の負傷をした場合) ④り災証明書 ⑤所得証明書(世帯員全員分及び連帯保証人の分) ⑥資産証明書(世帯員全員分及び連帯保証人の分) ⑦町税の納税証明書(世帯員全員分) ⑧住民票(貸付を受ける人:世帯員全員分、連帯保証人:本人分のみ) ⑨印鑑

⑩申請書

⑪収入印紙

■申込期限 国の定める日まで

## 災害救助法による賃貸型応急住宅

(町民福祉課福祉班 ☎354-5706)

この度の大雨により住宅に甚大な被害を受け、居住する住家無く、かつ自らの資力では住家を得ることができない下記いずれかに該当する方

### ■対象者

次の①～④いずれかに該当し、かつ自らの資力では住家を得ることができない方。

- ①災害により住家が全壊、全焼、流出し居住する住家がない方 ②半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 ③当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶えている、地すべりなどにより避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方 ④応急修理制度を利用する被災者のうち、修理に要する期間が災害発生の日から1ヶ月を超えると見込まれるものであって、上記②に該当する方

■契約方法 貸主、宮城県、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約とし、宮城県が借り受けた物件を被災者に提供する。

■供与期間 入居時から2年以内

### ■賃料

世帯人数	世帯人数毎の賃料の限度額
1人の世帯	月額 5.5 万円以内
2人の世帯	月額 6 万円以内
3人または4人の世帯	月額 7 万円以内
5人以上の世帯	月額9.5万円以内

### ■賃貸借基本事項

- ・県は、家賃、共益費、敷金、礼金、火災保険料、仲介手数料、退去修繕負担金等を負担する。（公共料金、駐車場料金等上記以外の経費は、入居者が負担する。）
- ・細かい条件等がありますので手続きの詳細などについては、お問い合わせください。

### ■申請等に必要なもの

- ①賃貸型応急住宅入居申込書（町民福祉課備付けの用紙） ②り災証明書

■申込期限 国が定める日まで

## 災害救助法による住宅の応急修理

(町民福祉課福祉班 ☎354-5706)

※申請場所は役場2階203会議室

### ■制度の概要

この度の大雨の影響により住宅に甚大な被害を受けられ、自らの資力では住家を修理することができない世帯を対象に、町が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

### ■対象者

り災証明により住宅が、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の被害を受け自ら修理する資力のない世帯。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

※借家は基本的に対象外です。

### ■資力等の要件

資力については、「資力に係る申出書」等により把握します。

### ■基準額等

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合1世帯あたりの限度額は 65万5千円以内（税込）ただし、準半壊の場合は1世帯あたりの限度額は31万8千円以内（税込）

※対象外の工事部分の費用と限度額を超える費用は、自己負担となります。

※同一の住宅の2世帯以上が移住している場合であっても、1世帯あたりの支給限度額までを上限とします。

### ■住宅の応急修理の範囲

応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠かすことのできない部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所について実施します。

注1) 災害の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。

注2) より緊急を要する部分から実施すべきであり、通常、畳や壁紙等の内装の補修は、優先度が低いことから、原則として対象外とします。

ただし、日常生活に必要欠かすことのできない部分の修理に併せて応急的に実施することが必要な修理は対象になります。

注3) 家電製品は対象外です。

■申請等に必要なもの

①住宅の応急修理申込書 ②住宅の被害状況に関する申出書（被害状況、修理箇所が分かる写真を添付してください） ③り災証明書 ④見積書

※様式は町ホームページでダウンロード可能です。

■その他

既に、個人で応急修理を行っている場合で応急修理制度に該当すると思われる方は、ご相談ください。ただし、修理を終了し、修理業者に代金を支払ってしまった場合は、対象外となりますのでご注意ください。

■申請期間 国の定める日まで

## 国民年金保険料の免除

（仙台東年金事務所国民年金課 ☎257-6111）

（町民福祉課町民サービス班 ☎354-5705）

①被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けられた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の納付が全額免除になります。

②免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、役場または年金事務所へお問い合わせください。

③免除となる期間は、令和4年6月分保険料から令和6年6月分保険料までです。※保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きが必要ですので、年金事務所までご相談ください。

### 《国民年金保険料の免除を申請する方》

国民年金保険料免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付していただく必要があります。記載した申請書類は役場または年金事務所へご提出ください。申請書類は日本年金機構HPからダウンロードもできます。被害の程度が確認できる証明書等が必要になります。

また、ご本人が提出できない場合は委任状が必要となりますので、ご注意ください。

## 災害ボランティアについて

（松島町社会福祉協議会 ☎080-5799-5976）

この度の大雨で被災した住宅の片づけ等のボランティアを募集しています。

■活動内容 家の片づけ、掃除などのお手伝い

■活動時間 午前9時～午後4時

■条件

①宮城県に在住の方を対象とします。 ②宮城県社会福祉協議会のボランティア保険に加入していただきます。 ※保険料は自己負担となります。

■必要なもの

軍手・タオル・帽子・長ズボン・長靴または、活動しやすい靴・弁当・飲料水・健康保険証など。

■ボランティアお願いしたい方

この度の大雨で被災した住宅の片づけ等、手伝いをお願いしたい方はボランティアセンターへお申込みください。

※ボランティアを必要とする件数がなくなり次第、石田沢の松島町災害ボランティアセンターは閉鎖となりますので、ボランティアを必要としている方は早めにお申込みください。

■問合せ・申込先

石田沢防災センター ☎080-5799-5976

## その他の支援

（それぞれの問い合わせ先までご連絡ください）

### ◆放送受信料の免除

NHKでは半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けたご家庭の7月と8月の2か月の放送受信料の免除を実施します。詳しくは以下までお問い合わせください。

☎211-1042 午前10時～午後5時（平日のみ）

### ◆災害救援ローン、災害救援住宅ローン

東北労働金庫では上記ローンを取り扱っています。詳しくは普段ご利用されている東北労働金庫の窓口までお問い合わせください。

### ◆災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では住宅を建設、購入、補修される方に対し融資を受け付けています。詳しくは以下までお問い合わせください。

☎0120-086-353 午前9時～午後5時

### ◆災害サポート・レンタカーの貸し出し

日本カーシェアリング協会では中古車を無料で貸し出しています。詳しくは以下までお問い合わせください。

☎070-1159-3443 午前9時～午後4時30分

# 中小企業・小規模事業者や農林漁業者等への融資

## 松島町勤労者生活安定資金融資制度

(東北労働金庫新塩釜支店 ☎364-3115)

### ■利用できる方

以下の①～③の全ての要件を満たす方。

- ①住所又は勤務先が松島町内の方。
- ②申込時の年齢が満18歳以上、勤続年数1年以上、前年の税込み年収が150万円以上の方。
- ③東北労働金庫の審査基準を満たす方。

### ■融資の種類

- ①生活資金(最高100万円、金利年2.75%)
- ②教育資金(最高300万円、金利年1.55%)
- ③福祉資金(最高100万円、金利年1.25%)
- ④自動車資金(最高200万円、金利年1.55%)

## 松島町中小企業振興資金融資制度

(株式会社七十七銀行松島支店 ☎354-2171)

(石巻商工信用組合松島支店 ☎354-3426)

### ■利用できる方

以下の①～③の全ての要件を満たす中小企業者。

- ①町内に事業所又は店舗を有し、事業を営んでいること
- ②町内に居住していること。
- ③町税を滞納していないこと。

### ■融資の内容

融資限度額1,000万円、金利年2.2%

## 日本政策金融公庫による融資制度

日本政策金融公庫仙台支店  
 国民生活第一事業 ☎0570-005843  
 国民生活第二事業 ☎0570-005864  
 農林水産事業 ☎221-2331  
 中小企業事業 ☎223-8141

### ①中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害貸与	災害復旧貸与
融資限度額	3,000万円	1億5,000万円
融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)	

### ②農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金(災害復旧施設)	農林漁業セーフティネット資金(災害)
資金の使いみち	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円のいずれか低い額	600万円 年間経費等の6か月分相当分
融資期間	15年以内(うち据置3年以内)	

### ③国の教育ローン

このたびの大雨により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸与の災害特例措置(年収(所得)制限の一部緩和等)を実施しています。(国民生活事業)  
 ※詳細については、直接日本政策金融公庫仙台支店にお問い合わせください。

【関連情報については、SNS等でも発信しています】

町ホームページ  
(支援事業関連)



町公式LINEアカウント



別冊広報まつしま 2022年8月1日発行

編集・発行/松島町企画調整課 ☎354-5702

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一9番地の1